

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

### 目次

#### 規 則

○個別労使紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則

（産業人材・雇用対策課）

一

#### 告 示

○有害図書類の指定

（青少年課）

一

○認証食品の認証

（食産業振興課）

二

○県営土地改良事業計画の縦覧

（農村振興課）

二

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

（水産業振興課）

二

○漁船損害等補償法施行令に基づく発起人届出

（同）

二

○道路の区域変更

（道路課）

三

○道路の供用開始

（同）

三

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

（都市計画課）

三

○都市計画の変更

（同）

三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（三件）

（同）

三

○土地改良区役員の内任の届出

（北部地方振興事務所）

四

#### 公 告

○基準地の標準価格

（土地対策課）

四

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表

（同）

四

○政治団体の届出

（同）

四

○政治団体の届出事項の異動届

（同）

五

○資金管理団体の届出事項の異動届

（同）

五

### 規 則

個別労使紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十二号

個別労使紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則

個別労使紛争のあっせんに関する規則（平成十四年宮城県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

正する。

第一条第一項第四号中「第十二条」を「第十六条」に改める。

第十条中「、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

### 告 示

○宮城県告示第九百十五号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	漫画ばんがいち 10月号	(株)コアマガジン
二	雑 誌	VIDEO BOY 10月号	(株)ジーオーティー
三	雑 誌	ZUBA! 10月号	インフォレスト(株)
四	雑 誌	DOPE 10月号	KKベストセラーズ

五 雑 誌	16639・10 Oh! Cute K Girls 2008 年10月1日発行 66073・15	(株)ダイアプレス
-------	-----------------------------------------------------------	-----------

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第九百十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百十五	仙台牛	株式会社藤崎三郎助 代表取締役 藤崎三郎	株式会社藤崎フード マーケットフジサキ	仙台市泉区寺岡四丁目一
百五十	宮城県産 仙台味噌	仙台味噌醤油株式会社 代表取締役 遠藤勝之	仙台味噌醤油株式会社 社わさび沢工場	大崎市松山金谷字山葵沢東六

二 認証年月日

平成二十年九月十二日

○宮城県告示第九百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営北沢第二地区土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年九月十九日

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧期間

平成二十年九月十九日から平成二十年十月二十日まで

三 縦覧場所

涌谷町役場

○宮城県告示第九百十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、仙台市加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十年九月十九日から平成二十年十月三日まで縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 加入区 漁船損害等補償法第百十三条 第一項の中出をする漁業協同 組合の名称	縦 覧 場 所 巨理郡巨理町荒浜字 築港通り二十五番地 宮城県漁業協同組合 巨理町支所
巨理郡巨理町荒浜字御狩屋 六番地 菊地 伸悦 巨理郡巨理町荒浜字隈崎百 五十九番地の七 白井 邦夫	加入区 巨理町 宮城県漁業協同組合 巨理町支所
巨理郡山元町坂元字磯北谷 地十四番地の二十一 鈴木 正一	加入区 山元町 巨理郡山元町坂元字 浜二番地の八

亘理郡山元町坂元字磯北谷地十四番地の十五 大和 郁郎	加入区	宮城県漁業協同組合	宮城県漁業協同組合 山元町支所
-------------------------------	-----	-----------	--------------------

○宮城県告示第九百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年九月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

一 道路の種類 県道

二 路線名 白石上山線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
刈田郡蔵王町大字曲竹字河原口一番一地从先から 同郡同町大字曲竹字妙見五番一地从先まで	八・二 一〇・二	一〇・二 一八・四		一〇八・五

○宮城県告示第九百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年九月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 号	四百五十七	刈田郡蔵王町遠刈田温泉仲町三五番一地从先から 同郡同町遠刈田温泉仲町三四番地先まで	平成二十年 九月十九日

県道	白石上山線	刈田郡蔵王町遠刈田温泉仲町三四番地先から 同郡同町遠刈田温泉仲町三五番一地从先まで	平成二十年 九月十九日
----	-------	----------------------------------------------	----------------

○宮城県告示第九百二十二号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 山田中前地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画について関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに用途地域を指定する土地の区域

なし

2 用途地域を廃止する土地の区域

なし

3 用途地域を変更する土地の区域

大和町落合松坂字滝ノ沢、落合相川字塚越、同字熊野、同字熊野一番の各一部及び流通平の全部

○宮城県告示第九百二十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十五号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、志田郡桑折江土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十年九月十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄  
就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年九月二日	入野田 勇吉	大崎市松山下伊場野字志引二十一番地	監 事

公 告

○国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第九条第一項の規定により判定した平成二十年七月一日における基準地の単位面積当たりの標準価格を別冊のとおり公表する。

平成二十年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

選挙管理委員会

○宮選挙告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出があった平成十九年分及び平成十八年分収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十年九月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

○宮選挙告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十年九月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
新白石創造福祉・健康・教育の会	長 橋 和 夫	齋 藤 卓 郎	白石市長町五八・一六	平成二十年八月十三日
政治結社士魂塾	千 葉 誉 士 夫	角 田 寿 知 夫	東松島市牛綱字上江戸原九・一	平成二十年

八月十八日

○宮選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十年九月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（政党の支部）

政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

自由民主党気仙沼 熊谷 洋一 主たる事務 気仙沼市港町五 〇二・二 平成二十年 八月四日  
市支部 〇五・四 〇二・二

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

大條修也後援会 佐藤 晋也 会計責任者 三島 康英 佐藤 光義 平成二十年 八月五日

「地域に活力と笑 目黒 弘 主たる事務 柴田郡大河原町 柴田郡大河原町 平成二十年 八月五日  
顔を」すどう哲後 所の所在地 字上川原四七、 字東新町四、一  
援会 三一

ほりえ一男とやさ 同 同 柴田郡大河原町 柴田郡大河原町 平成二十年 八月五日  
しいまちづくりの 字東新町四、一 字新桜町一二、一  
会 一〇

中山和広後援会 松浦 隆夫 代表者 松浦 隆夫 佐藤 次雄 平成二十年 八月八日

伊藤拓哉後援会 伊藤 拓哉 会計責任者 山吹 重喜 佐々木武治 平成二十年 八月二十日

村上英人と「明日 齋藤 孝吉 主たる事務 刈田郡蔵王町大 刈田郡蔵王町大 平成二十年 八月二十五日  
の蔵王を創る会」 所の所在地 字円田字西浦北 字平沢字下町後  
三〇・七 一・三

丸森を明るく元氣 渡辺 政巳 名 称 丸森を明るく元 渡辺政巳後援会 平成二十年 八月二十七日  
にする会 氣にする会

○宮選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金

管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十年九月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

資金管理団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

柴田 柴田 紘一 公職の種類 参議院議員 衆議院議員 平成二十年 八月五日

丸森を明るく元氣 渡辺 政巳 名 称 丸森を明るく元 渡辺政巳後援会 平成二十年 八月二十七日  
にする会 氣にする会